平成２４年（フ）第３３２号
福岡県久留米市荘島町441番地
債務者　森光久美子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３３７号
福岡県久留米市西町1014番地２　江口アパート22号、前住所福岡県久留米市長門石２丁目２番34―908号
債務者　稲富　博重
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３３８号
福岡県久留米市津福本町139番地１　ハギオコーポ102号
債務者　野中　百合
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８４３号
北九州市八幡西区折尾１丁目14番５―302号
債務者　寺本久美枝
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８７４号
北九州市小倉北区赤坂３丁目３番10号　MOON赤坂B103
債務者　馬場　英治
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８７５号
北九州市八幡西区穴生１丁目７番２号
債務者　川谷　弘志
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５１５号
大分市大津町１丁目23番９号　ポラリス大津305
債務者　釘宮　憲明
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１６号
鹿児島県姶良市東餅田1054番地30
債務者　山﨑　里香
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
鹿児島県姶良市西姶良２丁目21番５号
債務者　河野　優子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
秋田県大館市字古川町38番地１
債務者　長谷川和子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１０１号
岐阜県可児市光陽台７丁目73番地
債務者　杉谷　　悟
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第２６２号
三重県津市大里川北町295番地37
債務者　下川　哲史
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３３号
三重県桑名市大字西別所2138番地175　希望ヶ丘ハイツ206号
債務者　原田　　隆
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２４４号
三重県四日市市久保田２丁目15番８号
債務者　杉山　　昇（旧姓家崎）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
三重県三重郡菰野町大字小島2469番地１　KOMO108、前住所三重県いなべ市藤原町西野尻1073番地
債務者　水谷　義隆
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
三重県四日市市朝明町2531番地150
債務者　伊藤　一男
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第５８８号
滋賀県彦根市高宮町1362番地２―403号、申立時の住所京都市左京区岩倉幡枝町79番地
債務者　加藤みゆき
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８８４号
京都市右京区太秦松本町５番地117
債務者　山田　美鈴（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係